

山形県年金協会連合会 個人情報取扱規則

第1 総則

(目的)

- 1 この規則は、山形県年金協会連合会（以下「県連」という。）及び各地区年金協会（以下「地区協会」という。）が保有する会員情報（氏名・生年月日・住所・電話番号等）に係る記録の保護及び管理について、管理組織、情報の利用目的、管理方法その他必要な事項を定め、もって記録の安全性及び正確性の確保並びに情報処理の円滑化に資することを目的とする。
- 2 事業の遂行にあたって、皆様からの信頼をいただけるよう県連及び地区協会において取得する個人情報を保護するために、以下の事項を基本的取り扱いとする。

(用語の定義)

- 3 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。
 - ① 個人情報データベース等（又は「会員台帳、会員名簿等」）とは、会員の記録を体系的に構成した情報の集合物をいう。
 - ② 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
 - ③ 本人（会員）とは、個人データ（氏名・生年月日・住所・電話番号等）によって識別される特定の個人をいう。
 - ④ 個人媒体とは、本人から提出された入会申込書等個人データが記録されている書類をいう。

(利用目的)

- 4 個人データは、本会の会則で定める事業を円滑に実施するため、以下の事務及び別に定める事務（別紙）に利用する。
 - ① 上部団体「（一般社団法人）全国年金受給者団体連合会」及び本会が発行する機関紙等の発送事務。
 - * 封入・封函・発送作業等を業者に委託する場合は、個人情報の取り扱いに関する覚書を締結する。
 - ② 本会及び本会各地区・各支部等で開催する諸行事の案内
 - ③ 本会及び本会各地区・各支部等における各種情報の提供
 - ④ 本会の会費納入案内・収納及び会費未納会員に対する納入勧奨
 - ⑤ 本会会員の異動等の確認

第2 管理組織

(個人データの保護管理者と提供範囲)

- 5 個人データの漏洩、滅失又はき損、改ざん等の個人データの安全管理を適切に行うため、その取扱責任者として個人データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。
 - (2) 保護管理者は、常務理事とする。（又は「会長が指名する」）
 - (3) 保護管理者は、事務局役職員及び地区会長、各支部長等役員に対し、データ保護に関する意識の高揚を図るための措置を講じ、データの保護及び管理の重要性を周知徹底しなければならない。
 - (4) 保護管理者は、個人データを取り扱う者を指定し、その者を指揮監督しなければならない。
 - (5) 個人データの提供範囲と取扱責任者は次のとおりとする。
 - ① 所属地区会員の個人データ 地区会長
 - ② 所属支部会員の個人データ 支部長
 - ③ 所属支部女性会員の個人データ 支部長及び支部女性部長
 - (6) 提供するデータは必要最小限とする。

(事故処理)

- 6 保護管理者は、事故が発生したときは、速やかに事故の経緯、被害状況等を調査し、復旧のための措置を講ずるとともに、その詳細を記録するものとする。

(機密保持)

- 7 個人情報取り扱いにあたり、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し事務局役職員及び地区会長、各支部長等役員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。役職退職後及び役員退職後といえども同様とする。

第3 個人データの保護

(利用目的による制限)

- 8 個人データは、原則として利用目的の範囲内でなければ使用することはできない。

利用目的の範囲を超えて利用する場合は、書面又はこれに準ずる方法により本人の同意を得なければ利用することが出来ない。

(個人データの取得)

- 9 個人データは、本人の本会への入会申込書により取得する。あらかじめ本人の同意を得ないで入会申込書以外の手段で個人データを取得することは出来

ない。

- 10 前項の規定にかかわらず、本人以外から間接に個人データを取得した場合には、すみやかに書面又はこれに準ずる方法により本人の同意を得なければ利用することができない。

ただし、本人の同意を得ている者から取得した場合は、この限りでない。

- 11 本会への入会申込書を受理したとき又は前項の規定により本人の同意を得たときは、利用目的を公表している場合を除き、すみやかに利用目的を通知しなければならない。(ハガキの入会申込書には、「ご記入いただいた個人情報、当団体に関するご案内及び資料提供にのみ利用させていただきます。」を表記済)

(個人データの訂正等)

- 12 本人から、個人データの内容が事実でないという理由によって訂正、追加、削除を求められた場合は、すみやかに訂正、追加、削除等の措置を講じなければならない。

(利用目的の変更)

- 13 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人データの開示)

- 14 個人データは、本人からの個人データの開示を求められた時は、遅滞なく開示しなければならない。

(閲覧又は複製の禁止)

- 15 個人データは、利用目的以外の目的で閲覧又は複製してはならない。
(2) 個人データの複製、消去及び更新に当たっては、個人データが滅失を生じないように十分に注意しなければならない。

第4 個人データの管理

(個人データの保護)

- 16 個人情報データベース等及び記録媒体は、滅失等を生ずることがないように、必要な確認措置を講じ、これを記録するとともに、所定の場所に保管しなければならない。

(委託)

- 17 個人情報データベース等の作成更新、複製、管理及び個人データの記入、抽出、消去、訂正(個人データの入力及び出力)等を外部に委託する場合は、

次に掲げる事項を規定した委託契約書を、締結しなければならない。

- ① 契約の相手方による善良なる管理者の注意義務の遵守。
 - ② 契約の相手方及びその従業員による知り得た事実の漏洩の禁止。
 - ③ 承認を受けない再委託の禁止。
 - ④ 契約事項に離反した場合における契約解除及び損害賠償請求に関する事項。
- (2) 必要と認めるときは、個人データの滅失等を防止するため、個人データ等の授受手続き、搬送方法、保管方法等必要な事項について覚え書を締結する。

(第三者提供の制限)

- 18 個人データは、次の場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- ① 第三者へ提供することを利用目的とする場合
 - ② 前項の規定により委託する場合
 - ③ 国の機関又は地方公共団体等が法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第5 雑則

(苦情処理)

- 19 個人データの取扱いに関する苦情（本人からの申し出があった場合）の適切かつ迅速に処理に努めなければならない。
- 20 県連及び地区協会の個人情報の取り扱いについては、下記の「お問い合わせ窓口」を設けて、適切に対応します。
- 窓 口**： 山形県年金協会連合会 ☎ 023-615-2662
受付時間： 10:00～16:00
(土曜、日曜、祝祭日、夏季休業・年末年始休みを除く)

附則

平成 17 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 4 月 1 日（名称変更）

平成 29 年 月 日

平成 17 年 4 月 1 日施行「個人情報保護に関する取り扱い」を廃止する。
平成 29 年 11 月 22 日より、この規則を適用する。

(利用目的)

- 4 個人データは、本会の会則で定める事業を円滑に実施するため、以下の事務及び別に定める事務（別紙）に利用する。

別に定める事務

1. 当協会がお預かりしております会員の皆様の個人情報、国及び地方自治体等に対する要請活動のご案内、会費のご案内、講習会、各種行事のお知らせ、ボランティア活動・福祉施設の手続き、刊行物の送付、健康の保持増進その他生活利便のために有益と思われる情報のご案内、会員相互の親睦ご連絡に関することに利用します。
2. 個人情報の利用について一部停止の申出があった場合は、申出のあった利用を停止します。
ただし、利用停止が困難な場合は、その理由をお知らせします。
3. 個人情報を第三者に委託する場合は、委託業者と委託業者契約（個人情報等の取扱いに関する覚書等）を締結し、機密保持に万全を期します。